

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	鈴 木 太 郎
同	藤 崎 浩太郎

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和8年7月28日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において、請求人は、「市長の暴言や誹謗中傷にかかる第三者の調査」（以下「本件第三者調査」といいます。）に係る、「調査委員への報酬の支出」と述べています。

また、請求人は、本件第三者調査に係る支出について「報酬については、地方自治法施行規則第15条第2項に歳出予算に係る節の区分の別記が定められている。」、「調査委員らは、市の附属機関たる第三者委員会に属する委員であり」、「勤務日数に応じた給料に相当する報酬を支給する必要がある。」、「調査委員への支払を報償費としており、財務会計上の違法がある。」、「市が調査委員に対する源泉徴収義務者として、源泉額の徴収を誤り、所得税法違反である。」、「消費税については、給料に相当する報酬は、労働に対する対価であり非課税であるところ、調査委員には、消費税分を上乗せして支払っており、消費税法違反である。」と述べています。すなわち、請求人は、「第三者委員会」が市の附属機関であり、これを構成する委員に対する支出が給料に相当する報酬の支給であるとして、市が、これを報償費として計上し、その支給に当たり、源泉徴収を誤り（所得税法違反）、消費税分を上乗せした（消費税法違反）ことをもって、財務会計上の違法があるとするものです。

（裏面あり）

しかし、請求人は、市に「附属機関として第三者調査委員会を設置する意図がある」という憶測を述べるに留まり、本件第三者調査の委員が市の附属機関の委員であるとする客観的・合理的な理由を明らかにしていません。

一方、市のウェブサイトで公開されている横浜市会の会議録（令和8年政策経営・総務・財政委員会3月12日－04号）において、本件第三者調査に関する横浜市総務局長の発言として、「今回の調査に関して言えば、第三者による調査であって、組織としての第三者委員会を設置しての調査ではございません。これは明確に申し上げます。」など、請求人が主張する「第三者委員会」を市の附属機関として設置したものではないことを明言している答弁を確認することができます。

そうすると、本件第三者調査が市の附属機関によるものであると認めることができないから、請求人が、本件第三者調査に係る支出が違法又は不当であるとする理由を摘示していると認めることはできません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

本件請求において請求人が示している財務会計上の行為は、同請求人が提出し令和8年7月21日に受け付けた住民監査請求書が対象にする支出と同一です。同一の財務会計上の行為について理由を変えて分割して反復的に請求することは、地方公共団体の行う違法・不当な行為又は怠る事実の発生防止・損害賠償の求め等を通じて、地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護するという住民監査請求の制度趣旨の実現及び監査委員が行う監査の合理的・効率的実施を著しく困難にするものと言わざるを得ません。このような請求を繰り返すことは、かえって市に損害を与えかねないから、制度の濫用とみなされかねず、法の趣旨を踏まえた住民監査請求ではないと考えられることを申し添えます。